

## 返 還 猶 予 願 (在 学 猶 予)

年 月 日

公益財団法人 大阪府育英会理事長 様

私は、公益財団法人大阪府育英会から貸付を受けた奨学金について、下記の学校に在学しているため、別紙在学証明書を添えて返還の猶予を願い出ます。

※ 必ず決定番号を記入してください。

決定番号	学別	採用年度		番 号			

※ 借用人本人が自署してください。

フリガナ		自宅TEL	
借用人氏名 (本人)	Ⓜ	携帯TEL	
	年 月 日生		
住 所	〒 ー		

該当する番号及び学別の下段に○をし、必要事項を記入してください。

学別		在学名	学部等	学年	修業 年限	卒業予定年月
1	大学		学部 科	学年	年	年 月
	昼間 ・ 夜間					
2	短期大学		学部 科	学年	年	年 月
	昼間 ・ 夜間					
3	大学院		研究科 専攻	学年	年	年 月
	M. C ・ D. C D. 医歯 ・ D. 一貫					
4	高等学校			学年	年	年 月
	全日制 ・ 定時制 単位制 ・ 通信制					
5	高等専門学校			学年	年	年 月
6	専修学校 (専門課程)			学年	年	年 月
7	専修学校 (高等課程)			学年	年	年 月

※ 返還猶予期間は、その**学校の最短修業期間(在学する年度)**です。(退学のときは、退学時までです。) 転学・休学・留年等により卒業期が延びた場合は、1年ごと(4月中)に返還の猶予手続きが必要です。

※ 通信制又は単位制及び夜間の学校(高等学校以外)に在学している方は、**課税所得の証明書**も必要となります。

## (注意事項)

- 本会が返還の猶予を承認するまでは、返還金の請求(口座振替請求・払込用紙での請求)は停止しません。また、猶予承認前に、支払った返還金は返却できません。
- 返還の猶予を承認したときは、借用人及び連帯保証人(連帯借用人)に返還の猶予を承認した通知を送付します。
- 返還の猶予期間中に返還をしたときは、返還未済額に充当され返還期日が順次繰上げとなります。
- 返還猶予期間満了後は、10月から返還が開始となります。返還方法は原則、口座振替での月賦返還です。口座振替に必要な書類等は、返還が開始となる年度に本会から送付します。
- 住所・氏名・電話番号等の変更があったときは、必ず本会に届け出又は連絡してください。

大阪府育英会 使用欄

--	--	--	--